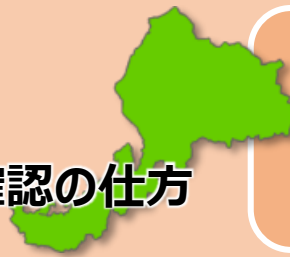


福井県最低賃金の引上げに伴う 最低賃金減額特例許可の賃金額の確認の仕方



福井県最低賃金

858円

令和3年10月1日～

最低賃金減額特例許可書に記載されている許可の有効期間中に、福井県最低賃金が引き上げられた場合は、下記の例のように、「減額後の最低賃金額」を計算して、その賃金額以上を支払う必要があります。

例 1 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対する最低賃金の減額の特例」の場合（別紙 1 許可書例 1 の場合）

例 1 の場合、時間額664円で許可されていますが、項目 6 に「ただし、最低賃金額が改定された場合は、改定後の額に減額率20.0%を乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。」とあります。

つまり、福井県最低賃金（858円）に減額率20.0%をかけて、
 $858円 \times 0.20 = 171.6 \Rightarrow 171円$ （1円未満の端数は切り捨て。）
となり、この171円を福井県最低賃金からひいて、
 $858円 - 171円 = 687円$
となります。

よって、例 1 の場合、令和 3 年10月 1 日からは、対象労働者に**時間額687円以上**を支払う必要があります。

例 2 「断続的労働に従事する者に対する最低賃金の減額の特例」の場合（別紙 2 許可書例 2 の場合）

例 2 の場合、時間額524円で許可されていますが、項目 6 に「ただし、最低賃金額が改定された場合は、改定後の額に減額率36.9%を乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。」とあります。

つまり、福井県最低賃金（858円）に減額率36.9%をかけて、
 $858円 \times 0.369 = 316.602 \Rightarrow 316円$ （1円未満の端数は切り捨て。）
となり、この316円を福井県最低賃金からひいて、
 $858円 - 316円 = 542円$
となります。

よって、例 2 の場合、令和 3 年10月 1 日からは、対象労働者に**時間額542円以上**を支払う必要があります。

日給換算について

断続的労働（いわゆる宿直勤務）は、1勤務あたりの日給額で賃金が支払われている場合が多くみられます。

例 2 において、1勤務あたりの日給額を換算すると、
 $542円 \times 13時間$ （19時～翌8時：1勤務あたりの労働時間数） $= 7,046円$
 $542円 \times 0.25 \times 7時間$ （深夜時間帯22時～翌5時の深夜労働時間数） $= 948.5円$
 $7,046円 + 948.5円$ （深夜割増分） $= 7,994.5円 \Rightarrow 7,995円$
となります。

よって、例 2 の場合で、日給で賃金を支払っているときは、令和 3 年10月 1 日からは、対象労働者に**日給7,995円以上**を支払う必要があります。

最低賃金の減額の特例許可書（例1）

別紙1

福井労許可第△△△△号
令和3年4月1日事業場の名称 △△△△
所在地 福井県△△市△△町△△
使用者職氏名 代表取締役 △△△△ 殿

福井労働局長

令和△年△月△日付けをもって最低賃金法第7条の規定に基づき申請のあった精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対する最低賃金の減額の特例については、下記の附款を付し、次のとおり許可する。

1 減額の特例を許可する最低賃金件名	① 福井県	最低賃金
	②	最低賃金
	③	最低賃金

2 許可対象労働者氏名等 △△△△

3 従事させようとする業務の種類 △△△△業務

4 労働の様態 始業時刻 8:30 終業時刻 17:00
休憩時間 12:00~13:00

5 最低賃金法第4条の適用を受ける減額後の最低賃金額	上記1の①の最低賃金について	時間額	664 円
	上記1の②の最低賃金について		円
	上記1の③の最低賃金について		円

ただし、最低賃金額が改定された場合は、改定後の額に減額率20.0%を乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。
なお、減額率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てること。

6 支払賃金額 上記5に記載の金額（複数ある場合はそのうち最も金額の高いもの）以上の額とすること。
なお、上記1以外に適用される最低賃金がある場合は、当該最低賃金額と上記5の減額後の最低賃金額を比較し、そのうち最も金額の高いものの額以上の額とすること。

記

許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(裏面の備考欄もご覧下さい。)

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 2 許可対象労働者について、「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合や、許可の有効期間の途中で雇用契約が終了した場合は、本件の許可の効力は及びません。「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合は、減額前に適用されていた最低賃金額以上を支払うか、又は、新たな業務が許可対象業務であれば、新たに減額の特例許可申請を行い、許可を受けて下さい。
なお、減額の特例許可を受けずに適用される最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法第4条違反となります。
- 3 特定最低賃金に係る減額の特例許可を受けた場合において、実際の支払賃金額が当該減額後の特定最低賃金額未満で、当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額以上である場合は、労働基準法第24条違反としてその罰則が適用されることがあります。
また、支払賃金額が当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額未満の場合は、最低賃金法第4条違反となり、その罰則が適用されることがあります。
- 4 「支払い賃金額」には、次の賃金は算入されません。（最低賃金法施行規則第1条）
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の減額の特例許可書（例2）

別紙2

福井労許可第〇〇〇〇号
令和3年4月1日

事業場の名称 〇〇〇〇〇

所在地 福井県〇〇市〇〇町〇〇-〇

使用者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇 殿

福井労働局長

令和〇年〇月〇日付けをもって最低賃金法第7条の規定に基づき申請のあった断続的労働に従事する者に対する最低賃金の減額の特例については、下記の附款を付し、次のとおり許可する。

1 減額の特例を許可する 最低賃金件名	① 福井県	最低賃金
	②	最低賃金
	③	最低賃金

2 許可対象労働者氏名等

3 従事させようとする
業務の種類 〇〇〇〇業務4 労働の様態 始業時刻19時～終業時刻翌日8時
宿直業務(巡視、窓扉施錠、窓扉開錠、来客対応、電話対応)

5 所定時間数	所定労働時間数	13時間00分
うち実作業時間数と手 待ち時間数	実作業時間数	1時間00分
	手待ち時間数	12時間00分

6 最低賃金法第4条の適 用を受ける減額後の最 低賃金額	上記1の①の最低賃金について	時間額 524円
	上記1の②の最低賃金について	円
	上記1の③の最低賃金について	円

ただし、最低賃金額が改定された場合は、改定後の額に減額率36.9%を
乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。
なお、減額率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を
切り捨てること。

7 支払賃金額 上記6に記載の金額（複数ある場合はそのうち最も金額の高いも
の）以上の額とする。
なお、上記1以外に適用される最低賃金がある場合は、当該最低賃
金額と上記6の減額後の最低賃金額を比較し、そのうち最も金額の高
いものの額以上の額とすること。

記

許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(裏面の備考欄もご覧下さい。)

備 考

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 2 許可対象労働者について、「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合や、許可の有効期間の途中で雇用契約が終了した場合は、本件の許可の効力は及びません。「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合は、減額前に適用されていた最低賃金額以上を支払うか、又は、新たな業務が許可対象業務であれば、新たに減額の特例許可申請を行い、許可を受けて下さい。
なお、減額の特例許可を受けずに適用される最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法第4条違反となります。
- 3 特定最低賃金に係る減額の特例許可を受けた場合において、実際の支払賃金額が当該減額後の特定最低賃金額未満で、当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額以上である場合は、労働基準法第24条違反としてその罰則が適用されることがあります。
また、支払賃金額が当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額未満の場合は、最低賃金法第4条違反となり、その罰則が適用されることがあります。
- 4 「支払い賃金額」には、次の賃金は算入されません。（最低賃金法施行規則第1条）
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当